

議案第83号 四万十町給水条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、<u>四万十町水道事業</u>の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 給水装置 配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。 (2) 家庭用 一般家庭用に使用するものをいう。 (3) <u>業務用 一般家庭用に使用するもの以外をいう。</u> <u>(4)</u> 定例日 料金算定の基準日としてあらかじめ町長が定めた日をいう。 (メーターの貸与) 第18条 (略) 2 (略) 3 保管者が前項の管理義務を怠ったためにメーターを亡失又は<u>毀損</u>した場合は、町長が定める損害額を弁償しなければならない。	(趣旨) 第1条 この条例は、<u>四万十町の水道事業、簡易水道事業及び飲料水供給施設</u>の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 給水装置 配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。 (2) 家庭用 一般家庭用に使用するものをいう。 (3) <u>営業用 料理飲食店等営業に使用するものをいう。</u> <u>(4) 団体用 官公署、学校、事業所等に使用するものをいう。</u> <u>(5) 浴場用 一般公衆浴場営業に使用するものをいう。</u> <u>(6) 工事用 各種工事のために使用するものをいう。</u> <u>(7) 臨時用 臨時に使用するものをいう。</u> <u>(8) プール用 専らプール用に使用するものをいう。</u> <u>(9)</u> 定例日 料金算定の基準日としてあらかじめ町長が定めた日をいう。 (メーターの貸与) 第18条 (略) 2 (略) 3 保管者が前項の管理義務を怠ったためにメーターを亡失又は<u>き損</u>した場合は、町長が定める損害額を弁償しなければならない。

改正後

(料金等)

第24条 料金及びメーターの使用料は、別表により算定した額に、消費税法（昭和63年法律第108号）29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額）とする。

(手数料)

第32条 手数料は、次の表のとおりとする。ただし、特別の費用を要するときは、その実費を徴収することができる。

手数料の区分	種別	単位	金額
設計審査手数料	給水装置新設工事	1件につき	3,000円
	改造その他の工事	1件につき	1,500円
工事検査手数料	二	1件につき	1,000円
給水装置工事事業者指定手数料	新規の場合	1件につき	10,500円
	更新の場合	1件につき	5,000円

2 手数料は、申込みの際、申込者から徴収する。

3 既納の手数料は、特別の理由のない限り還付しない。

改正前

(料金等)

第24条 料金及びメーターの使用料は、別表により算定した額に、消費税法（昭和63年法律第108号）29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額）とする。

(手数料)

第32条 手数料は、次に定めるところにより申込みの際、これを徴収する。

(1) 設計審査手数料

種別	基準	金額
給水装置新設工事	1件につき	3,000円
改造・その他の工事	1件につき	1,500円

特別の検査を行うときは、その実費を徴収することができる。

(2) 工事検査手数料

2時間まで 1,000円

1時間増すごとに 500円

(3) 給水装置工事事業者指定手数料

1件につき 10,500円

2 既納の手数料は、特別の理由のない限り還付しない。

改正後

別表（第24条関係）
(1) 料金（1か月につき）

用途	基本料金		超過料金（1立方メートルにつき）
	水量	料金	
家庭用	8立方メートルまで	960円	135円
業務用	8立方メートルまで	960円	146円

(2) メーターの使用料（1か月につき）

メーターの口径	使用料
13ミリメートル	70円
20ミリメートル	130円
25ミリメートル	140円
30ミリメートル	220円
40ミリメートル	350円
50ミリメートル	1,050円
75ミリメートル	1,800円

改正前

別表（第24条関係）
1 窪川上水道
(1) 料金（1か月につき）

種別	用途	基本料金		超過料金 1立方メートルにつき
		水量	料金	
専用	家庭用	8立方メートル	850円	120円
	営業用	8立方メートル	850円	130円
	団体用	8立方メートル	850円	130円
	浴場用	150立方メートル	10,200円	125円
	工事用	8立方メートル	1,100円	130円
	臨時用	1立方メートル	180円	180円
	プール用	1立方メートル	105円	105円
共用	家庭用	8立方メートル	850円	120円
	公共用	8立方メートル	850円	120円

(2) メーターの使用料（1か月につき）

口径 13ミリメートル	70円
口径 20ミリメートル	130円
口径 25ミリメートル	140円
口径 30ミリメートル	220円
口径 40ミリメートル	350円
口径 50ミリメートル	1,050円
口径 75ミリメートル	1,800円

2 若井簡易水道 北辰簡易水道 仁井田・七里簡易水道 道徳簡易水道

改正後

改正前

西部簡易水道 南部簡易水道 井細川簡易水道 中神ノ川簡易水道 東又簡易水道 田野々簡易水道 大奈路簡易水道 北ノ川簡易水道 中津川簡易水道 打井川簡易水道 奥打井川簡易水道 下津井簡易水道 井崎簡易水道 広瀬簡易水道 十川簡易水道 地吉簡易水道 古城簡易水道 戸川簡易水道 昭和簡易水道 四手崎簡易水道 浦越簡易水道 つづら川簡易水道 希ノ川飲料水供給施設 古味野々飲料水供給施設 下津井飲料水供給施設 下道飲料水供給施設 久保川飲料水供給施設

(1) 料金（1 か月につき）

料率	基本料金		超過料金 1 立方メートルにつき
用途	水量	料金	
家庭用	8 立方メートル	850円	120円
営業用	8 立方メートル	850円	130円
団体用	8 立方メートル	850円	130円
プール用	1 立方メートル	105円	105円
工事用	8 立方メートル	1,100円	130円
臨時用	1 立方メートル	180円	180円

(2) メーターの使用料（1 か月につき）

口径 13ミリメートル	70円
口径 20ミリメートル	130円
口径 25ミリメートル	140円
口径 30ミリメートル	220円
口径 40ミリメートル	350円
口径 50ミリメートル	1,050円
口径 75ミリメートル	1,800円

3 志和簡易水道

改正後

改正前

(1) 料金（1 か月につき）

料率	基本料金		超過料金 1 立方メ
用途	水量	料金	ートルにつき
家庭用	8 立方メートル	850円	110円

(2) メーターの使用料 2 と同額

4 浦分簡易水道、小室簡易水道

(1) 料金（1 か月につき）

料率	基本料金		超過料金 1 立方メ
用途	水量	料金	ートルにつき
家庭用	5 立方メートル	700円	90円

(2) メーターの使用料 2 と同額